

表2:審査項目

審 査 項 目 ・ 加 点 項 目
<p>(1) 補助対象事業としての適格性</p> <p>「4. 補助対象事業の要件」を満たすか。3～5年計画で「付加価値額」年率平均3%以上の増加等を達成する取組みであるか。なお、「応募者の概要」に記載いただいた内容は、審査に考慮されません。</p>
<p>(2) 技術面</p> <p>① 新製品・新サービス（既存技術の転用や隠れた価値の発掘（設計・デザイン、アイデアの活用等を含む））の革新的な開発となっているか。「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」又は「中小企業の特定期間ものづくり基盤技術の高度化に関する指針」に沿った取組みであるか（グローバル展開型では、地域内での革新性だけではなく、国際競争力を有しているか）。</p> <p>② 試作品・サービスモデル等の開発における課題が明確になっているとともに、補助事業の目標に対する達成度の考え方を明確に設定しているか。</p> <p>③ 課題の解決方法が明確かつ妥当であり、優位性が見込まれるか。</p> <p>④ 補助事業実施のための技術的能力が備わっているか。</p>
<p>(3) 事業化面</p> <p>① 補助事業実施のための社内外の体制（人材、事務処理能力、専門的知見等）や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。金融機関等からの十分な資金の調達が見込まれるか（グローバル展開型では、海外展開に必要な実施体制や計画が明記されているか）。</p> <p>② 事業化に向けて、市場ニーズを考慮するとともに、補助事業の成果の事業化が寄与するユーザー、マーケット及び市場規模が明確か。クラウドファンディング等を活用し、市場ニーズの有無を検証できているか（グローバル展開型では、事前の十分な市場調査分析を行っているか）。</p> <p>③ 補助事業の成果が价格的・性能的に優位性や収益性を有し、かつ、事業化に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か。</p> <p>④ 補助事業として費用対効果（補助金の投入額に対して想定される売上・収益の規模、その実現性等）が高いか。</p>
<p>(4) 政策面</p> <p>① 地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域の経済成長を力強く牽引する事業を積極的に展開することが期待できるか（グローバル展開型では、事業の成果・波及効果が国内に環流することが見込まれるか）。</p> <p>② ニッチ分野において、適切なマーケティング、独自性の高い製品・サービス開発、厳格な品質管理などにより差別化を行い、グローバル市場でもトップの地位を築く潜在性を有しているか。</p> <p>③ バイオマス素材を用いた資源循環型プラスチック製品の開発等、環境に配慮した持続可能な事業計画となっているか。</p>
<p>(5) 加点項目</p> <p>① 成長性加点：「有効な期間の経営革新計画の承認を取得した（取得予定の）事業者」</p> <p>② 政策加点：「創業・第二創業後間もない事業者（5年以内）」</p> <p>③ 災害等加点： 「有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した（取得予定の）事業者」</p> <p>④ 賃上げ加点等：</p>

④-1:「事業計画期間において、給与支給総額を年率平均2%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+60円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者」、又は、「事業計画期間において、給与支給総額を年率平均3%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+90円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者」

④-2:「被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合」

※ 最大5項目の加点が可能（添付書類点数は最大4点）。

※ 加点項目については、エビデンスとなる添付書類を提出し、各要件に合致した場合にのみ加点されます。

(6) 減点項目

過去3年間に、類似の補助金[※]の交付決定を受けていた場合、交付決定の回数に応じて減点。

※ 平成28年度補正革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業、平成29年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業、平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業。